

## 業務委託に係る契約の基準等について

本基準の目的：

本基準は、政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）（<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr3.pdf>）で求める情報セキュリティ対策基準を、国立研究開発法人情報通信研究機構に適用したものである情報通信研究機構情報セキュリティ対策基準のうち、業務委託に係る遵守事項を抜粋したものである。委託先において情報セキュリティ対策が確実に実施されるよう、委託先への要求事項を基準として調達仕様書等に定め、委託の際の契約条件とするものである。

### ◎情報通信研究機構情報セキュリティ対策基準

（4. 1. 1 項(2)業務委託に係る契約より抜粋。説明のため一部文言を追記）  
（平成29年8月14日 17細則第5号）

#### (2) 業務委託に係る契約

(a) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託判断基準に従って業務委託を実施する。

(b) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、業務委託を実施する際には、選定基準及び選定手続に従って委託先を選定する。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を実施することを委託先の選定条件とし、仕様内容にも含める。

(ア) 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止

(イ) 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制

(ウ) 委託事業の実施に当たり、委託先企業若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、機構の意図せざる変更が加えられないための管理体制

(エ) 委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供

(オ) 情報セキュリティインシデントへの対処方法

(カ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法

(キ) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

(c) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、以下の内容を含む委託先における情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する確認書等を提出させる。また、変更があった場合は、速やかに再提出させる。

(ア) 当該委託業務に携わる者の特定

- (イ) 当該委託業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ体制の内容
- (d) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託先との情報の受け渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について委託先と合意し、定められた手順により情報を取り扱う。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託する業務において取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を仕様を含める。

- (ア) 情報セキュリティ監査の受入れ

- (イ) サービスレベルの保証

- (f) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託先がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記(a)(b)(c)(d)の措置の実施を委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を機構に提供し、機構の承認を受けるよう、仕様内容に含める。また、委託判断基準及び委託先の選定基準に従って再委託の承認の可否を判断する。

### (3) 業務委託における対策の実施

- (a) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を職員等より受けた場合は、委託事業を一時中断するなどの、必要な措置を講じた上で、契約に基づく対処を委託先に講じさせる。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者は、委託した業務の終了時に、委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認する。

### (4) 業務委託における情報の取扱い

- (a) 職員等は、委託先への情報の提供等において、以下の事項を遵守する。
  - (ア) 委託先に要保護情報を提供する場合は、提供する情報を必要最小限とし、あらかじめ定められた安全な受渡し方法により提供すること。
  - (イ) 提供した要保護情報が委託先において不要になった場合は、これを確実に返却又は抹消させること。
  - (ウ) 委託業務において、情報セキュリティインシデント、情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに情報システムセキュリティ責任者又は室情報セキュリティ責任者に報告すること。